

○ 昭和六十一年大蔵省告示第百三三号（預金保険法第四十三条第一号及び第二号の規定に基づく預金保険機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができるとする金融機関を指定する件）

改正案	現行
<p>一 指定有価証券</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債</p> <p>二（略）</p> <p>二 指定金融機関</p> <p>イ（略）</p> <p>ハ 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>一 指定有価証券</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一条の規定による商工債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債</p> <p>二（略）</p> <p>二 指定金融機関</p> <p>イ（略）</p> <p>ハ（新設）</p>

○ 平成十年大蔵省告示第五百一号（保険業法第二百六十五条の四十三第一号及び第二号の規定に基づく保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金を行うことができる金融機関を指定する件）

改正案	現行
<p>一 指定有価証券</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債</p> <p>ニト (略)</p> <p>二 指定金融機関</p> <p>イホ (略)</p> <p>ヘ 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>トシリ (略)</p>	<p>一 指定有価証券</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一条の規定による商工債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債</p> <p>ニト (略)</p> <p>二 指定金融機関</p> <p>イホ (略)</p> <p>ヘ (新設)</p> <p>トシリ (略)</p>

○ 平成十三年^{金融庁}告示第七号（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第五十二条第一号及び第二号の規定に基づく銀行等保有株式取得機構が保有することができる有価証券及び預金をする^{財務省}ことができる金融機関を指定する件）

改正案	現行
<p>一 指定有価証券</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債</p> <p>へ〜リ (略)</p> <p>二 指定金融機関</p> <p>イ〜へ (略)</p> <p>ト 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>一 指定有価証券</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一条の規定による商工債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債</p> <p>へ〜リ (略)</p> <p>二 指定金融機関</p> <p>イ〜へ (略)</p> <p>ト 商工組合中央金庫</p>

○ 平成十九年金融庁告示第五号（投資者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件）
 財務省

改正案	現行
<p>一 保有できる有価証券</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債</p> <p>二 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 保有できる有価証券</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一条の規定による商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債</p> <p>二 (略)</p> <p>二 (略)</p>